平成２１年（フ）第８００号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁228番地　ドムス諏訪森403号
債務者　半田久美子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目23番15号、前住所大阪府羽曳野市誉田５丁目４番15号
債務者　岸本　幾男
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
堺市東区日置荘西町８丁12番19号
債務者　加藤　周太
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５５号
大阪府松原市天美北３丁目２番６―201号、前住所大阪市平野区平野西４丁目８番２号507
債務者　大崎　友子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
堺市北区新金岡町３丁５番２―302号
債務者　眞城由起夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目23番15号
債務者　岸本酒店こと　岸本　生子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８９２号
大阪府松原市松ヶ丘１丁目12番16―708号、前住所堺市西区津久野町３丁３番29号
債務者　宮本　京子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９０８号
堺市堺区協和町４丁358番地　東団地７号館205号
債務者　西村多真美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３６号
堺市南区庭代台２丁１番10―308号
債務者　梅屋　勝己
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５６号
堺市西区鳳南町５丁675番地１　エール鳳205号
債務者　山本　尚美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９８２号
堺市北区新金岡町２丁２番５―105号
債務者　大野支佳代こと　大野　蕃代
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９８号
堺市堺区今池町６丁４番38号
債務者　森下　隆子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１４号
堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅７棟208号、前住所堺市北区新金岡町３丁３番８―107号
債務者　村山　広美（旧姓隅）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２４号
大阪府松原市北新町２丁目２番29号
債務者　山本　正美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２６号
大阪府松原市北新町５丁目48番地の12
債務者　宮崎禎彦こと　宮﨑　禎彦
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０３８号
堺市南区原山台５丁７番７―803号、前住所堺市南区桃山台３丁２番６―106号
債務者　小林　和樹
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
堺市西区北条町２丁７番13号
債務者　吉川理映子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
堺市北区金岡町60番地　自立支援センターおおいずみ、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町4197番地
債務者　黒田　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係